鳥取県告示第168号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年3月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 事件

- (1) 大幅な賃金の引上げ、成果主義賃金導入及び賃金体系改悪反対、夏季一時金 (2.5 $_{7}$ 月+ $_{6}$ 以上) の保証 等に関する件
- (2) 安全・安心の医療・介護提供のための大幅増員、必要人員確保及び欠員の即時補充、3交替による3人以上・月6日以内(当面8日)夜勤協定の締結及び改善等に関する件
- (3) セーフティーマネージャーの専任配置、安全管理委員会への労働者代表の参加並びに医療事故防止のための院内体制の整備及び拡充に関する件

2 日時

平成25年3月14日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

施設名	所在地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町252
株式会社メディコープとっとり	鳥取市末広温泉町211
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690
米子医療生活協同組合	米子市富益町1128

4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独で、 又は並行して行う。